

# 「天草の崎津集落」

# 世界遺産登録への道

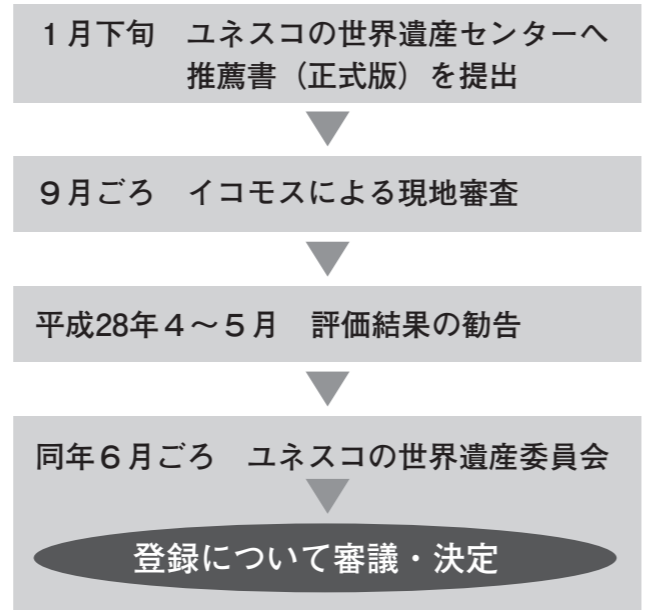
Road to World Heritage

## 世界文化遺産登録に向けた推薦書(正式版)をユネスコへ!

「天草の崎津集落」を含む「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」(通称=長崎の教会群)の世界文化遺産登録に向けた推薦書(正式版)が1月下旬、世界遺産の選定・登録機関であるユネスコ(国連教育科学文化機関)の世界遺産センターへ提出されました。1月16日の政府の閣議了解をへて提出されたものです。

今後は、ユネスコによる調査・審議が本格的に始まります。9月ごろにユネスコの諮問機関であるイコモス(国際記念物遺跡会議)による現地審査、平成28年4～5月には評価結果の勧告が行われる予定。そして、同年6月ごろに開催されるユネスコの第40回世界遺産委員会で、世界文化遺産として登録するかどうかを審議・決定されます。

### ◆「長崎の教会群」の世界遺産登録に向けた動き



### 世界遺産登録トピックス

## 来訪者用駐車場の整備が完了!

市では、今後増加が見込まれる崎津集落への来訪者の受入態勢の充実を図るため、集落内の各種整備に取り組んでいます。

このうち、集落の南にある来訪者用の駐車場整備を12月に完了。軽自動車しか駐車できなかったスペースを拡幅し、普通自動車9台(うち2台は障がい者用スペース)が安全に駐車できるようになりました。皆さん、ぜひご利用ください。

このほか、拠点観光施設の設計やトイレの整備も進行中です。



▲整備された駐車場



## 申告のときに必要なもの

- 申告案内(通知が届いた人)
- 印かん

※税務署から申告案内が届いた人は税務署で申告してください。

このほか、申告のときに必要なものは、申告をする人それぞれの所得の種類などによって、次のとおりとなっています。

- ◆事業、不動産所得がある人
  - ・収支内訳書(帳簿から転記したもの)
- ◆給与・年金所得がある人
  - ・給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書
  - ・公的年金などの源泉徴収票
  - ※所得税の還付を受ける人は、源泉徴収票(原本)と本人名義の預貯金通帳(口座番号がわかるもの)を持参してください。
- ◆個人年金・保険の満期金がある人
  - ・保険会社などが発行した支払い金額がわかるもの
- ◆社会保険料控除を受ける人
  - ・年金や健康保険税(料)などの領収書または納税額確認書
  - ・国民年金保険料控除証明書
  - ※国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料が年金から差し引き(特別徴収)される保険税(料)の控除を受けることができるのは受給者本人のみとなります。
- ◆障害者控除を受ける人
  - ・障害者手帳または障害者控除対象者認定書
  - ※認定書は、身体や精神に障がいがある65歳以上の人で、その障がいが①身体障がいの1～6級②知的障がいの軽度・中度・重度③寝たきりと同じ程度と認められる人へ発行します。①と②は本庁・福祉課で、③は同・高齢者支援課で申請してください(各支所担当課でも申請できます)。
- ◆生命保険料控除や地震保険料控除を受ける人
  - ・支払った保険料の証明書
- ◆医療費控除を受ける人
  - ・支払った医療費の領収書など(受診者・医療機関ごとに集計してください)
  - ・生命保険や医療保険の高額療養費などで補てんされる金額の明細書
  - ・介護保険高額介護サービス費支給決定通知書
  - ※おむつ代の医療費控除を受けるときは、領収書と医師のおむつ使用証明書が必要です。ただし、介護保険被保険者でおむつが必要と認められる人は、2年目から市が発行する確認書と領収書で控除を受けることができます。詳細は本庁・高齢者支援課へお尋ねください。
  - ※国民健康保険、後期高齢者医療保険の高額療養費支給額明細書が必要な人は、保険証と印かんを持参して、本庁・国保年金課または各支所担当課で申請してください。
- ◆雑損控除を受ける人
  - ・被災証明書
  - ・被害を受けた住宅、家財の明細書や、支払った修繕費などの領収書
  - ・損害保険などで補てんされる金額の明細書
- ◆寄附金控除を受ける人
  - ・寄附先から交付された寄附金の受領証など
  - ※自治体への寄附(ふるさと寄附金)を行った場合も申告が必要となります。

◎市・県民税の申告についての詳細は、本庁・課税課☎231111または、各支所担当課へお尋ねください。  
 ◎所得税の申告については天草税務署☎22510へお尋ねください。

【問い合わせ先】本庁・世界遺産推進室(河浦支所内)☎761116